

監査告示第23号

令和3年11月25日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

令和3年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 公益社団法人鹿児島市医師会

所在地 鹿児島市加治屋町3番10号

区分

(ア) 補助金等交付団体

補助金等の名称 鹿児島市救急医療施設運営費補助金

(所管課：保健政策課)

補助金の交付額 28,469,431円（令和2年度決算額）

(イ) 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市夜間急病センター（所管課：保健政策課）

委託費の額 336,137,351円（令和2年度決算額）

イ 公益社団法人鹿児島市歯科医師会

所在地 鹿児島市照国町13番15号鹿児島県歯科医師会館4階

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 鹿児島市夜間歯科診療事業運営費補助金
(所管課：保健政策課)

補助金の交付額 11,421,000円(令和2年度決算額)

ウ 公益社団法人鹿児島市薬剤師会

所在地 鹿児島市与次郎2丁目8番15号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 鹿児島市夜間救急薬局運営事業補助金
(所管課：保健政策課)

補助金の交付額 26,257,389円(令和2年度決算額)

エ 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会

所在地 鹿児島市中央町10番地キャンセ7階

区分

(ア) 補助金等交付団体

補助金等の名称

a 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会活動支援補助金
(所管課：観光プロモーション課)

補助金の交付額 55,666,075円(令和2年度決算額)

b 鹿児島市版DMO推進事業補助金(所管課：観光プロモーション課)

補助金の交付額 38,248,474円(令和2年度決算額)

c 鹿児島ぶらりまち歩き推進補助金(所管課：観光プロモーション課)

補助金の交付額 22,914,215円(令和2年度決算額)

(イ) 出資団体

出資金の名称 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会出捐金
(所管課：観光プロモーション課)

出資金の額 300,000,000円

(ウ) 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市維新ふるさと館(所管課：観光振興課)

委託費の額 89,941,100円(令和2年度決算額)

(2) 対象範囲

原則として令和2年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和2年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、出資団体については、事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和3年9月6日から同年11月25日まで

7 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 公益社団法人鹿児島市医師会（補助金等、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

(2) 公益社団法人鹿児島市歯科医師会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

[意見]

- ・ 公益社団法人鹿児島市歯科医師会が実施する夜間歯科診療事業に対する運営費補助金については、補助金交付要綱に補助対象経費に関して明確な規定がなされていない。補助金の効果的な執行及び透明性の確保の観点から、事業の実態を踏まえ、補助金交付要綱の見直しを検討されたい。（保健政策課）

(3) 公益社団法人鹿児島市薬剤師会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(4) 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（補助金等、出資金、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

[指摘事項]

- ・ 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会は活動支援補助金で購入したＩＣカード乗車券４枚のうち１枚（残高１７，４１０円）を、平成２５年２月２０日以降に紛失していることを使用簿により確認した。

[意見]

- ・ 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会では、ＩＣカード乗車券を紛失したことを踏まえ、再発防止策を講じているが、補助金で取得した物品等の適正管理に留意するよう改めて指導されたい。また、補助金の執行状況等については、必要に応じ報告を求め、帳簿等の検査を実施するなど、補助事業の適正な執行に努められたい。（観光プロモーション課）

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの